

平成29年12月20日判決言渡 同日原本領収 裁判所書記官

平成29年(行ウ)第46号 行政文書非公開決定処分取消等請求事件

口頭弁論終結日 平成29年10月30日

判 決

5 名古屋市中区丸の内3丁目7番9号 チサンマンション丸の内第2, 303号室

原	告	特定非営利活動法人情報公開市民センター
同代表者理事		新 海 聡
同訴訟代理人弁護士		新 海 聡

10 東京都新宿区西新宿2丁目8番1号

被	告	東 京 都
同代表者		東京都公安委員会
同委員会代表者委員長		渡 邊 佳 英
処分行政庁		警 視 総 監
		吉 田 尚 正
同指定代理人		庄 司 博 幸
		河 村 弘 明
		大 西 一 彰
		鶴 見 信 介
		志 賀 隼 人
同訴訟代理人弁護士		金 井 正 人
		高 橋 勝 徳

主 文

1 本件訴えのうち、平成27年2月25日付けの一部開示決定において  
 25 て不開示とされた部分を開示する旨の決定をすることの義務付けを求め  
 る部分を却下する。

- 2 原告のその余の請求を棄却する。
- 3 訴訟費用は原告の負担とする。

## 事 実 及 び 理 由

### 第1 請求

- 5 1 警視総監が平成27年2月25日付けで原告に対してした「1966年に日本武道館で行われたビートルズ日本公演に関し、警視庁警備部が撮影したフィルム」(以下「本件対象公文書」という。)に係る一部開示決定(以下「本件決定」という。)のうち、「ビートルズ来日公演前後の日本武道館内外及び宿泊先から空港までの全般において特定の個人を識別することができる容貌が記録された部分(ただし、ビートルズの容貌を除く。)」(以下「本件不開示部分」という。)を不開示とした部分を取り消す。
- 10
- 2 警視総監は、原告に対し、本件不開示部分を開示する旨の決定をせよ。

### 第2 事案の概要

15 本件は、原告が、平成27年2月10日付けで、東京都情報公開条例(以下「本件条例」という。)に基づき、警視総監に対して本件対象公文書の開示請求をしたところ、本件対象公文書のうち、本件不開示部分を不開示とし、その余を開示する旨の本件決定を受けたため、本件決定のうち本件不開示部分を不開示とした部分の取消しを求めるとともに、本件不開示部分を開示する旨の決定の義務付けを求める事案である。

#### 20 1 本件条例7条2号の非開示情報の概要等

本件条例7条は、実施機関(警視総監を含む。)は、開示請求があったときは、開示請求に係る公文書に同条各号のいずれかに該当する情報(以下「非開示情報」という。)が記録されている場合を除き、開示請求者に対し、当該公文書を開示しなければならない旨を定める。

25 そして、本件条例7条2号は、本文において、個人に関する情報(事業を営む個人の当該事業に関する情報等を除く。)で、「特定の個人を識別するこ

とができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）」（以下「個人識別情報」という。）又は「特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」を掲げる一方で、ただし書において、  
5 「法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」（同号イ）等をこれらから除く旨を定める。

2 前提事実（証拠等を掲記しない事実は当事者間に争いが無い。）

(1) 原告は、平成27年2月10日付けで、警視総監に対し、本件対象公文書につき、本件条例に基づく開示請求をした。

10 (2) 警視総監は、1966年（昭和41年）に日本武道館で行われたビートルズ日本公演に関し、警視庁警備部が撮影したフィルムの映像をデジタル記録した「ビートルズ来日に伴う警備」と題するDVD（収録時間：約35分）を本件対象公文書と特定した上、本件対象公文書のうち、本件不開示部分が本件条例7条2号本文所掲の非開示情報である個人識別情報に該当し、同号  
15 ただし書の情報には該当しないとして（甲1、3、乙1）、平成27年2月25日付けで、原告に対し、本件不開示部分を不開示とし、その余を開示する旨の本件決定をした。

(3) 原告は、平成27年4月26日、本件決定を不服として、東京都公安委員会に対する審査請求をした。

20 (4) 東京都公安委員会は、平成27年9月24日付けで、東京都情報公開審査会に対し、上記審査請求についての諮問をしたところ、同審査会は、平成28年7月7日付けで、本件決定は取り消すべきものとは認められない旨の答申をした。

(5) 東京都公安委員会は、平成28年8月19日付けで、前記審査請求を棄却  
25 する旨の裁決をした。

(6) 原告は、平成29年1月27日、本件訴えを提起した（顕著な事実）。

### 3 争点及び争点に関する当事者の主張の要旨

#### (1) 本件不開示部分が個人識別情報に該当するか否か

(被告の主張)

5 本件不開示部分の内容である個人の容貌は、正に特定の個人を識別できる情報の類型といえるから、個人識別情報に該当することは明らかである。

(原告の主張)

10 本件対象公文書は本件決定時から約50年前に撮影されたものであるところ、年月の経過による人の容貌の大きな変化や関係者の記憶の風化が生じており、本件決定時において本件不開示部分に係る過去の容貌だけで特定の個人を識別することは社会通念上困難であるから、本件不開示部分は個人識別情報に該当しない。

#### (2) 本件不開示部分が本件条例7条2号イの「慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」に該当するか否か

(原告の主張)

15 ビートルズの日本公演の際の様子を含む諸記録は、警察官による警備の様子も含め、広く報道や商品化、歴史的な研究の対象とされ、公にされているものであること、本件対象公文書については映画会社に提供された上、記録映画の一部として用いられ、商品化されていること、報道によれば、警視庁自身、本件対象公文書を一般向けに提供できるか検討していることに鑑みれば、本件不開示部分が本件条例7条2号イの「慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」に該当することは明らかである。

(被告の主張)

25 本件決定時において、警視総監が本件対象公文書を過去に公にした事実はなく、将来的に公にする予定もなかったから、本件不開示部分が、慣行として、現に何人も知り得る状況に置かれ、あるいは、将来的に公にする予定の下に保有されている情報であったということはできず、本件条例7条2号イ

の「慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」に該当しないことは明らかである。

### 第3 当裁判所の判断

#### 1 争点(1) (本件不開示部分が個人識別情報に該当するか否か) について

5 本件対象公文書に記録されている映像は、本件決定時から約49年前に撮影されたものであるものの、周囲の映像の鮮明さの程度(乙1, 8, 9)からすれば、本件不開示部分に記録されている個人の容貌は、いまだその特徴を十分把握し得る状態にあるものと認められ、そのような情報の内容上、期間の経過等を踏まえても、なお、一般に、本件決定時において、それ自体で特定の個人の  
10 識別に至る蓋然性があることは否定されないというべきである。

また、本件条例7条2号本文所掲の個人識別情報には「他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるもの」が含まれるところ、原告自身が主張するように、ビートルズの来日の状況が広く報道され、記録されていること(甲4~6, 弁論の全趣旨)からすれば、本件不開示部分  
15 は、それらの情報とも照合し得るし、そもそも本件条例は、東京都の住民等に  
限らず、実施機関が保有している公文書の開示を必要とする理由を明示して請求する個人及び法人その他の団体等にも広く開示請求権を認めており(5条)、  
個人に関する情報が記録されている公文書について、当該個人の知人等、特殊な  
20 関係にある者が開示請求をする可能性もあるところ、そのような可能性も考  
慮して個人のプライバシーの保護を図る必要があり、同号本文の規定が照合の  
対象となる「他の情報」の範囲に限定を加えていないことにも鑑みれば、当該  
「他の情報」には、上記のような当該個人と特殊な関係にある者が知り得る情  
報も含まれると解され、以上のような他の情報との照合も念頭に置いたときには、  
25 本件不開示部分が特定の個人を識別することができるものであることは明  
らかである。

したがって、本件不開示部分は個人識別情報に該当する。

2 争点(2) (本件不開示部分が本件条例7条2号イの「慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」に該当するか否か) について

5 (1) 本件条例7条2号ただし書は、同号イに掲げる「法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」を、非開示情報から除外しているところ、これは、既に公にされ、又は公にすることが予定されている情報については、一般に、個人に関する情報として保護すべき理由がないということが出来る一方で、そのような情報であっても、その中には、本来公にされるべきではないにもかかわらず、個別の事情等により公にされ、又は公にされようとしている情報も含まれ、このような情報について、これを開示することにより個人のプライバシーを害するおそれがある  
10 と考えられることから、公にされる根拠が法令等の規定や慣行にあり、公にされることの正当性が担保されている情報に限って、非開示情報から除外する趣旨であると解される。

15 そうすると、本件条例7条2号イにいう「慣行として」とは、当該情報を公にすることが事実上の慣習として確立されていることをいい、当該情報が現に公にされた事例や公にされようとしている状況が認められたとしても、それが個別的な事情に基づくものにすぎない場合は、これに当たらないと解するのが相当である。

20 (2) この点、原告は、まず、ビートルズの日本公演の際の様子を含む諸記録は、警察官による警備の様子も含め、広く報道や商品化、歴史的な研究の対象とされ、公にされているものであるから、同様の情報である本件不開示部分は「慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」に該当する旨を主張する。

25 しかしながら、上記の諸記録が報道、商品化や研究の対象とされている(甲5, 6)としても、警視庁の警備の様子を警視庁自身が記録した本件対象公文書が、本件決定時において、現に何人も知り得る状態に置かれていた

か、又は将来的に公にする予定の下に保有されている情報となっていたかは別途検討されるべきものであり、証拠（甲4、乙5）及び弁論の全趣旨によれば、本件決定時においては、本件対象公文書は一般に公開されておらず、警視庁においても、本件対象公文書を警備手法を記録した内部文書として扱い、一般には公開しない方針であったことが認められるから、本件決定時において、本件不開示部分が、現に何人も知り得る状態に置かれていたとは認められず、また、将来的に公にする予定の下に保有されている情報となっていたものとも認められないというべきである。

また、原告は、本件対象公文書については映画会社に提供された上、記録映画の一部として用いられ、商品化されていること、報道によれば、警視庁自身、本件対象公文書を一般向けに提供できるか検討していることに鑑みれば、本件不開示部分は「慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」に規定する情報に該当する旨を主張する。

この点、本件対象公文書については、警視庁から映画会社に提供され、その一部が記録映画に使用されている（甲4、乙7の3、4、乙8、9）ものの、これは本件決定後、平成28年7月28日付けの借用書及び誓約書を徴取した上で提供されたものである上、提供に当たっては映画制作以外の目的では使用せず、個人が特定できる映像部分は使用しない旨の誓約がされていたものであり（乙7の3、4）、飽くまで本件決定後の個別的な事情に基づいて行われたものであって、本件不開示部分がそのまま公開されたものでもなかったといえることができる。また、同年9月17日付けの新聞（甲4）で、警視庁が本件対象公文書を一般向けに提供できるか検討している旨の報道がされているが、これも本件決定後の事後的な事情である上、そもそもその報道によっても検討の段階にすぎず、また、提供の範囲もどこまでに及ぶのか確定したものではないことがうかがわれる。そうすると、これらの事情によっても、本件決定時において、本件不開示部分が、現に何人も知り得る状態

に置かれていたことにはならず，警視庁において将来的に公にする予定の下に保有されている情報となっていたことになるものでもないことは明らかであり，また，本件不開示部分について，これを公にすることが事実上の慣習として確立されていたということができないことも明らかである。

したがって，本件不開示部分は，本件条例7条2号イの「慣行として公にされ，又は公にすることが予定されている情報」に該当しないものというべきである。

3 以上からすれば，本件決定のうち，本件不開示部分を不開示とした部分に取消事由となる違法があるとは認められない。そして，当該部分が取り消されるべき処分に当たらない以上，本件訴えのうち本件不開示部分の開示決定の義務付けを求める部分は，行政事件訴訟法37条の3第1項2号の要件を欠き，不適法な訴えというべきである。

4 よって，本件訴えのうち本件不開示部分の開示決定の義務付けを求める部分は不適法であるから却下し，原告のその余の請求は理由がないから棄却することとして，主文のとおり判決する。

### 東京地方裁判所民事第3部

裁判長裁判官 古 田 孝 夫

裁判官 大 島 崇 史

裁判官 古 屋 勇 児



これは正本である。

平成29年12月20日

東京地方裁判所民事第3部

裁判所書記官 高橋 弘典

